

埼玉県中東情勢に伴う価格高騰・供給不足緊急支援事業(中小企業)補助金Q & A

1 価格高騰・供給不足緊急支援補助金、代替品対応設備投資支援補助金共通

(令和8年9月24日現在)

番号	分類	質問	回答
1	補助対象者	個人事業主は、補助対象となりますか。	対象となり得ます。なお、その他の要件もありますので、詳細は手引き等を御確認ください。
2	補助対象者	特定非営利活動法人(NPO法人)や社会福祉法人は、補助対象となりますか。	対象となり得ます。ただし、介護保険の介護報酬や保育所の運営費等国等が目的を指定して支出する他の制度と補助対象経費が重複しているものは対象外としています。
3	補助対象者	医療法人や個人開業医は補助対象となりますか。	対象となり得ます。ただし、厚生労働省の令和7年度補正予算事業「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」と同種の事業が令和8年度も実施され、給付額等の算定に当たり中東情勢に伴う価格高騰や供給不足を考慮している場合は対象外となります。
4	補助対象者	近く県外に移転する予定ですが、補助対象となりますか。	補助金申請日時点において県内で事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意図があることが応募の要件となりますので、県外に移転する予定がある場合は補助対象外となります。
5	補助対象者	最近創業し、決算期をまだ迎えていない場合には対象とならないのでしょうか。	補助金申請では、事業実態等を確認するため、直近1年分の確定申告書の写しを御提出いただくこととしているため、決算期を迎えていない場合は対象外となります。
6	補助対象者	補助金の交付決定件数は何件程度を予定していますか。	価格高騰・供給不足緊急支援補助金は第1期と第2期合わせて1,000件程度、代替品対応設備投資支援補助金は第1期と第2期合わせて20件程度交付することを想定しておりますが、予算の範囲内で、審査の上、交付決定することとしているため、申請者数や申請額等により交付決定件数は変動することとなります。
7	補助対象者	業種による申請の制限はありますか。	農林水産業については、埼玉県中東情勢に伴う価格高騰・供給不足緊急支援事業(農林水産業)の申請を御検討ください。 また、直接間接を問わず、補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬等国等が目的を指定して支出する他の制度と補助対象経費が重複しているものは対象外としています。 その他公序良俗に反する事業又は公的資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業であるものは申請できません。
8	補助対象者	市町村等で実施している支援金について既に交付決定を受けていますが、本補助金にも申請することはできますか。 また、他の補助金等を申請中の場合は、本補助金に申請することができますか。	補助を受けようとする費用について、国、県、市町村又はこれに準ずる公的機関から補助金(中小企業省力化投資補助金を含む。),助成金、支援金等の交付決定を受けている場合は、申請できません。 また、他の補助金等を申請中の場合には、本補助金を申請することはできませんが、他の補助金等が交付決定となり、かつその対象費用が本補助金と重複する場合には、本補助金の対象外となります。 ただし、 価格高騰・供給不足緊急支援補助金については、例えば実際の仕入費用は50万円でしたが、市等の支援金の支給が10万円だった場合、差額分の40万円は補助対象となります。 (交付額は1/2の20万円) なお、本補助金で交付対象となった経費について他の補助金を申請することは認めません。

埼玉県中東情勢に伴う価格高騰・供給不足緊急支援事業(中小企業)補助金Q&A

1 価格高騰・供給不足緊急支援補助金、代替品対応設備投資支援補助金共通

(令和8年9月24日現在)

9	補助対象要件・対象経費	石油等由来製品とはどのようなものでしょうか。	石油や天然ガス由来の原料に生産される製品を指します。 具体例としては、次のようなものを想定しています。 ・プラスチック(合成樹脂): ペットボトル、ビニール袋、食品トレー、家電製品の部品など ・合成繊維: ポリエステル、ナイロン、アクリルなど(衣類やカーペットなど) ・合成ゴム: 自動車タイヤ、ホース、靴底など ・塗料、シンナー、接着剤、合成洗剤、おむつ、生理用品など ・潤滑油など ※完成品を仕入れて販売する場合は対象となりません。 例えば、ペットボトルや包装材が石油等由来製品に該当するからといって、卸売業者や小売店がペットボトル飲料や食品を仕入れて販売する場合は対象外です。飲料メーカーがペットボトルを仕入れたり、食品メーカーが包装材など石油等由来製品を仕入れる場合は対象となります
9-2	補助対象要件・対象経費	ガソリンや軽油は補助対象ですか。	ガソリン、軽油、灯油・重油、航空機燃料は国による支援制度があるため、本補助金の対象外です。 (中東情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置 https://nenryo-teigakuhikisage.go.jp/)
10	補助対象要件・対象経費	石油等由来製品が補助対象とのことですが、石油や天然ガス由来の原料の含有量に要件はあるのでしょうか。	含有量に要件はありません。
11	補助対象要件・対象経費	代替品とはどのようなものがあるのでしょうか	例えばプラスチック製品をバイオプラスチック製品に切り替えたり、プラスチック製箸を木製箸に切り替えた場合が考えられます。別途代替品事例集を近日中に公開しますので、そちらもご覧ください。
12	補助対象要件・対象経費	親会社、子会社又は自社の役員が経営する会社、に、補助対象事業に係る製品等を発注した場合には対象となりますか。	対象とはなりません。
13	補助対象要件・対象経費	第1期に受給後、第2期も受給することはできますか。	価格高騰・供給不足緊急支援補助金については、1社の上限を100万円とし、1期目で100万円に達しなければ、2期目の申請も可能とします。 代替品対応設備投資支援補助金については、設置するものや設置場所など1期目に採択された案件と異なれば、2期目の申請も可能とします。 なお、価格高騰・供給不足緊急支援補助金、代替品対応設備投資支援補助金ともに1期目で申請内容が要件や事業の趣旨と合わないという理由で不採択となった案件については、2期目で申請することはできません。
14	補助対象要件・対象経費	補助対象事業にかかる消費税は、補助対象になりますか。	補助対象にはなりません。
15	補助対象要件・対象経費	本補助金の交付申請にあたり、行政書士等に交付申請書の作成等を依頼する場合に、申請書作成費用などの交付申請にかかる経費は補助対象となりますか。	補助金の交付申請に係る経費は対象とはなりません。

埼玉県中東情勢に伴う価格高騰・供給不足緊急支援事業(中小企業)補助金Q&A

1 価格高騰・供給不足緊急支援補助金、代替品対応設備投資支援補助金共通

(令和8年9月24日現在)

16	申請手続き	月次試算表を作成していません。新たに作成する必要はありますか。	日頃支援を受けている税理士に依頼できるなど速やかに作成できる場合は、作成をお願いします。作成できない場合、売上台帳や仕入台帳等根拠となる資料を添付の上、別添「参考様式1」など月次の売上高や仕入額、売上総利益、営業利益などを明示できる資料をご提出ください。
16-2	申請手続き	納税証明書等の提出が必要とのことですが、非課税のため納税していません。どのようにしたらよいですか。	非課税の場合でも個人事業主の場合は「非課税証明書」、法人の場合は県税に滞納がないことの証明が出せる場合がありますので、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。 (各県税事務所の所管市町村について https://www.pref.saitama.lg.jp/syokannkennzei.html)
17	申請手続き	対象経費に消費税や振込手数料は含めてよいでしょうか。	消費税及び地方消費税、振込手数料は交付対象経費から除いてください。
18	申請手続き	補助金申請は郵送でできますか。	申請は専用WEBサイトによる申請のみとなります。
19	申請手続き	添付ファイル名はどのようにしたらよいですか。	添付ファイルは、様式ごとにファイルを分け、ファイル名を以下のとおりとさせていただきます。詳しくは「申請の手引き」で御確認ください。 (例)「様式第〇号(企業等名称)」
20	申請手続き	補助金の提出書類の作成を第三者に依頼する場合、行政書士以外の方に依頼することは可能ですか。	行政書士でない方が、業として他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。
21	その他	補助金は課税対象ですか。	所管の税務署にお問い合わせください。

埼玉県中東情勢に伴う価格高騰・供給不足緊急支援事業(中小企業)補助金Q & A

2 価格高騰・供給不足緊急支援補助金

(令和8年9月24日現在)

番号	分類	質問	回答
1	補助対象要件・対象経費	価格高騰・供給不足緊急支援補助金についてすでに調達し、支払ったものが対象ですか。これから調達しようとするものも対象でしょうか。	価格高騰・供給不足緊急支援補助金はすでに調達し、支払いまで完了したものが対象です。これから調達しようとするものは対象外です。
2	補助対象要件・対象経費	カテゴリリストに掲載されている以外の品目でも石油等由来製品であれば対象となるのでしょうか。	申請しようとする品目が石油や天然ガス由来の原料を素に生産されるものであれば、対象となります。ただし、その品目が添付書類として提出いただく成分表示等で石油等に由来するものであることをお示しいただく必要があります。また、令和8年2月時点の価格と比べ、3月以降の仕入価格が50%以上上昇していることが必要です。
3	補助対象要件・対象経費	カテゴリリストはどのように決めたのですか。	日本銀行が毎月公表している「企業物価指数」で取り上げられている石油等由来製品のうち、令和8年2月と7月時点の指数を比べ、50%以上上昇している品目を対象としています。
4	補助対象要件・対象経費	令和8年3月以降に仕入れたものが対象とのことですが、石油等由来製品であれば同じものを何回仕入れた場合でも対象となるのでしょうか。	令和8年3月から申請日までの間で同じ品目を何回仕入れても対象となり得ます。ただし、補助額には上限(100万円)があります。
5	補助対象要件・対象経費	令和8年3月以降に仕入れたものが対象とのことだが、毎回、同じものを仕入れないと補助対象にならないのでしょうか。	異なる品目でも要件を満たせば対象となり得ます。
6	補助対象要件・対象経費	令和8年3月から申請日までの間で仕入額が令和8年2月と比べ、1回でも50%を超えればその品目の仕入れは全て補助対象となるのか。	カテゴリリストに掲げた品目(第1期分はメタノールのみ)は令和8年3月から申請日までに仕入れたものは仕入額に関わらず全て対象となり得ます。カテゴリリストに掲載されていない品目の仕入れは全て対象とはならず、令和8年2月と比べ仕入額が50%を超えた仕入れが対象となります。
7	補助対象要件・対象経費	なぜ仕入額が50%以上上昇しているものを補助対象としているのか。	中東情勢の影響により石油等由来製品の価格高騰等の影響を受ける中小企業等の皆様について、本来は、価格転嫁による対応を考えていただきたいのですが、価格転嫁を図れず、利益率が減少しているところを対象に支援するものです。石油等由来製品について、日本銀行が公表している企業物価指数で確認したところ、中東情勢の影響を受ける前の令和8年2月と比べ、4月から6月にかけて、ナフサやエチレン、メタノールといった一部の品目で価格上昇率が50%以上となっています。また、例えば、製造業では、一般に原価率70%から80%といわれており、ここから仕入れ価格の上昇を想定し、1.5倍すると赤字となる例も想定されることから、これを一つの判断基準としました。
8	補助対象要件・対象経費	他社と共同購入した場合は対象となりますか。	申請者あての納品書と支払いが証明できるものがあれば対象とします。ただし、その場合でも申請者単独で利益率の減少や補助額の上限、下限など申請に必要な要件を満たしていることが必要です。
9	補助対象要件・対象経費	下限額が15万円とのことですがその理由を教えてください。	今年度、県で実施した「中小企業省力化支援事業補助金」が下限額を15万円としているため、その金額を踏まえ、設定しました。
10	補助対象要件・対象経費	他の品目を組み合わせ、複数の品目で申請しても下限15万円を超えれば、対象となりますか。	対象となり得ます。

埼玉県中東情勢に伴う価格高騰・供給不足緊急支援事業(中小企業)補助金Q & A

2 価格高騰・供給不足緊急支援補助金

(令和8年9月24日現在)

番号	分類	質問	回答
11	補助金の交付	申請する品目の納品書がありません。どのようにしたらよいでしょうか。	納品書の写しの提出が望ましいですが、提出できない場合は、対象品目の仕入額や数量が分かれば仕入伝票でも結構です
12	補助金の交付	補助金はいつもらえますか。	申請者において交付決定通知を受領後、請求書や払込先の預金通帳の写しを事務局に提出いただいた後、支給します。
13	申請手続き	成分表示を証明できるものがありません。どのようにしたらよいでしょうか。	仕入れたものがメタノールやシンナーなど明らかに石油等由来製品であることが分かる場合は提出不要です。 石油等由来製品であることが明らかにできない場合は、成分が分かるものを仕入業者等に作成いただくよう依頼し、提出をお願いします。なお様式は任意としますが、参考様式2をお示ししますので、既存のフォーマット等がない場合はご参考にしてください。
14	申請手続き	成分表示を証明できるものについて、SDS(安全データシート)の提出でもよいでしょうか。	以下2つの要件を満たせばSDS(安全データシート)も対象となり得ます。 ① 成分表示等が明記され、石油等由来製品であることが証明できること ② SDSが申請対象品の納品書に関するものであることが分かること (SDSと納品書の記載内容がそれぞれ対応するものであること)

埼玉県中東情勢に伴う価格高騰・供給不足緊急支援事業(中小企業)補助金Q&A

3 代替品対応設備投資支援補助金

(令和8年9月24日現在)

番号	分類	質問	回答
1	補助対象要件・対象経費	加算項目の認定、承認等は申請中や見込みであっても該当となりますか。	申請日時点において認定等を受けているものに限り加算対象となります。見込みは加算対象となりません。なお、認定申請先へ標準の処理期間を無視して催促することは控えるようお願いします。
2	補助対象要件・対象経費	同一年度内に事業者が複数の事業の交付申請をすることは認められますか。	同一年度内であっても設置するものや設置場所など1期目に採択された案件と異なれば、2期目の申請も可能とします。
3	補助対象要件・対象経費	補助金申請前に既に補助対象事業に係る支払いを終えている場合、対象となりますか。	補助金申請前に既に支払いを終えている場合には、対象とはなりません。
4	補助対象要件・対象経費	補助対象経費は、補助事業期間終了後に支払った経費でも補助対象になりますか。	補助対象期間終了までに支払いが完了していることが確認できる経費が対象となります。
5	補助対象要件・対象経費	製品の導入に際し、専門業者等へ支払った経費は、補助対象経費になりますか。	予め事業計画において計上された導入関連経費(導入設置作業や運搬、動作確認等の導入設定に要する経費)については、補助対象になります。
6	補助対象要件・対象経費	県外の事業所で使用する製品も補助対象になりますか。	県外に設置する予定の機器は本補助金の補助対象経費にはなりません。
7	補助対象要件・対象経費	補助対象となる製品を複数台購入したり、必要な付属機器を購入したりすることで補助対象経費の下限額を上回れば、補助対象となるのですか。	補助対象となります。ただし、補助事業として目的を達成するために必要な範囲内でしか補助対象経費として認められません。
8	補助対象要件・対象経費	1年分までのリース料等やクラウドサービス利用料を前払いするような場合、どの部分が補助対象経費になりますか。	交付決定後、利用開始日から1年間までにかかる経費で、補助金交付決定日から補助事業期間中に支払った金額が契約書や見積書で確認できる経費が対象となります。
9	補助対象要件・対象経費	補助対象経費のクレジットカードによる支払は可能でしょうか。可能の場合、留意事項はありますか。	クレジットカードによる支払は、申請する事業者の名義であり、補助対象期間内に支出が完了しているものに限り(分割払い、クレジットカード決済、リボルビング支払等の場合、金融機関等から引き落としが補助対象期間内に完了していることが必要になります。)。業務上やむを得ず、代表者や従業員が、個人のクレジットカードで支払いを行う場合は「立替払い」となりますので、上記のクレジットカード払い時のルール(補助事業の期間内に引き落としが完了していることが必要)に加えて、補助対象者と立替払い者間の精算(立替払い者への立て替え分の支払い)が補助対象期間内に行われること、補助対象者が経費を負担したことが判明する立替払精算の関係書類を提出することが必要となります。
10	補助対象要件・対象経費	交付申請時に計上した製品と同程度の機能を有する型落ち製品、中古品、あるいは類似商品を購入した場合においてもそれらは補助の対象に含まれますか。	交付申請時に計上した製品と異なる製品(新品と中古品における変更も含む。)の購入を希望する場合には、事務局に事前に相談のうえ、その指示に従い、変更承認申請等の適切な手続きを済ませてください。所定の手続きをせずに申請者の判断のみでこれらの変更を行った場合、原則として補助対象経費として認められないこととなりますので、十分にご留意ください。
11	補助対象要件・対象経費	いわゆる「新古品※」や「展示品」は中古品に含まれますか。 ※ 新品未使用かつ未開封で在庫保管されている間に新機種などが発売され、生産が終了したもの	いずれも一度も一般の使用に供された状態ではない限り、中古品ではなく新品と扱って差し支えありません。ただしこれらの製品の性能上何らかの劣化が予め確認できる場合には、事務局に事前にご相談のうえ、指示に適切に従ってください。
12	補助対象要件・対象経費	補助対象経費として計上していたリース等について、途中解約してしまった場合の取扱はどうなりますか。	補助対象期間内において途中解約をした場合には、その利用期間までの利用分までが補助対象となります(この場合、案分計算となりますが、その結果、補助対象経費の下限額を下回る場合は、補助金は支払われません)にご注意ください。また、もともと補助対象期間よりも長期の契約であって、補助対象期間が超過した後に途中解約した場合には、交付金額の返還等の事由には該当しませんが、途中解約による違約金等が発生した場合には自己負担となります。
13	補助対象要件・対象経費	補助金交付決定前に、既に補助対象事業に係る発注をしている場合又は支払いを終えている場合、補助対象となりますか。	補助金交付決定前に、既に補助対象事業に係る発注をしている場合又は支払いを終えている場合には、補助対象とはなりません。
14	補助金の交付	交付決定した金額以上に経費が発生したのですが、交付決定額を超える補助金はもらえますか。	交付決定した金額が補助金の上限となります。
15	補助金の交付	当初、補助対象経費の下限額を上回って交付決定したが、補助対象事業終了後、補助対象経費が下限額を下回った場合、補助金は全額受けられなくなりますか。	補助対象経費が下限額を下回った場合は、補助金は支払われません。
16	補助金の交付	補助金はいつもらえますか。	補助金は補助対象事業終了後、精算払となります。その間の資金は、補助対象者御自身で確保していただくこととなります。事業完了後、実績報告書を県へ御提出していただき、内容を審査し補助金額を確定します。その後、補助金交付請求書等を県に御提出いただき、指定された金融機関口座にお振込みします。
17	その他	専門家派遣は、その後の補助金申請を予定していなければ、申請することはできませんか。	補助金申請を予定していない場合、専門家派遣の申請を行うことはできません。
18	その他	認定経営革新等支援機関に支援カルテの作成を依頼したい場合、どこに依頼すればよいでしょうか。	商工会議所・商工会、金融機関、中小企業診断士などが、国から認定経営革新等支援機関に認定されています。 国のホームページで認定経営革新等支援機関を検索することが可能です。 (HPアドレス: https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/) 認定経営革新等支援機関への依頼については、日頃からお付き合いがあり、自社の状況に詳しい支援機関に依頼することなどが考えられますが、本事業に係る支援カルテの作成について御対応をいただけるか、事前に各支援機関に御確認ください。 また、支援機関によっては支援が有償になる場合もありますので、御留意ください。
19	その他	支援カルテ自体は、補助金審査の対象になるのですか。	支援カルテ自体は、補助金審査の対象にはなりません。 支援カルテに基づき、申請事業者が記載した申請書類等が補助金審査の対象となります。